

平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令
水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令を次のように定める。

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(以下「法」という)において使用する用語の例による。

(既存の用途に利用する水銀使用製品)

第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 別表の上欄に掲げる水銀使用製品であつて同表の下欄に掲げる用途に用いられるもの

二 別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

三 別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であつて、校正、試験研究又は分析に用いられるもの

四 前三号に掲げるもののほか、法の施行の日前に製造され、又は輸入された水銀使用製品のうち、歴史上又は芸術上価値の高いものであつて、展示、鑑賞、調査研究その他の用途に利用するために販売されるもの

(新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の方法)

第三条 法第十四条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる新用途水銀使用製品について、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。

一 次号に掲げる新用途水銀使用製品以外の新用途水銀使用製品次に掲げる方法

(1) 構造、利用方法その他の当該新用途水銀使用製品に関する情報

(2) 当該新用途水銀使用製品の製造、利

用、廃棄等により環境に排出されることが見込まれる水銀等の量

(3) 当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全への影響

イの規定により把握した情報を踏まえ、

当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与並びに人の健康への悪影響及び生活環境への負荷(以下「寄与等」という)について、客観かつ科学的に検証し、適切に評価するため必要な項目(以下「評価項目」という)を選定するとともに、選定した理由を明らかにすること。

ハ 当該新用途水銀使用製品の性能若しくは製造等の数量又は製品に使用される水銀等の量に関する複数の案(以下「複数案」という)を設定し、複数案ごとに評価項目について寄与等の程度を調査し、分析し、整理し、及び比較し、並びに複数案それぞれの当該寄与等の程度を相互に比較することにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的な評価を行うこと。

二 ハの複数案の設定に当たっては、水銀等を使用しないこととする案その他の新用途水銀使用製品の製造等を行わないこととする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製造等を業として行おうとする新用途水銀

三 製造等を業として行おうとする新用途水銀

四 製造等を業として行おうとする新用途水銀

五 製造品の名称及び型式

六 製造等を業として行おうとする新用途水銀

七 自己評価に係る調査及び分析の方法

八 評価項目に係る人の健康への悪影響及び

九 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十一 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十二 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十三 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十四 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十五 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十六 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十七 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十八 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十九 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

定する数量その他の当該新用途水銀使用製品の製造等の条件の範囲内であるかどうかについて評価を行うこと。

第四条 法第十四条第一項の規定による評価及び同条第二項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る新用途水銀使用製品の製造等の業務の開始日の四十五日前までに、別記の届出(新用途水銀使用製品の製造等に関する評価等の届出)による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法人にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書を添えなければならぬ。

(届出事項)

第五条 法第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製造等を業として行おうとする新用途水銀

三 製造等を業として行おうとする新用途水銀

四 製造等を業として行おうとする新用途水銀

五 製造品の単位数量当たりの水銀等の量及び一定の期間内に製造等を行う数量

六 自己評価の結果

七 自己評価に係る調査及び分析の方法

八 評価項目に係る人の健康への悪影響及び

九 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十一 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十二 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十三 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十四 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十五 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十六 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十七 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十八 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

十九 評価項目に係る人間の健康への悪影響及び

四 極端光ランプ(冷陰極管光ランプ及び外部電極光ランプを含む。以下同じ。)	四 照度の確保	一 起電力測定の標準
五 感知	一 電気回路における信号切替え等	二 電流の検知
六 温度の感知	二 傾斜、振動又は衝撃	三 温度の感知
七 感知	三 照度の確保	四 美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現
八 感知	五 照度の確保	五 照度の確保

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年一二月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第九号)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

二 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 附則(令和六年四月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号)

この命令は、公布の日から施行し、この命令による改正後の新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の規定は、平成二十九年八月十六日から適用する。

4 附則(令和六年四月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、法の施行の日から施行する。

5 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号)

この命令は、法の施行の日から施行する。

6 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

7 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

8 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

9 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

10 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

11 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

12 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

13 附則(平成二九年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

水銀の製剤	七十四 醋酸フェニル
二 繊維の柔軟剤	一 製革又は製紙

様式（第四条関係）

様式(第3回用印): 佐光先の名前と支那事務所長を記入して貰う。右の方に名前と支那事務所長を記入して貰う。(一枚以上)

本卷大以 段

備考

- 備考欄の「販賣」及び「販賣」のうら鉛出しない文字は、削除すること。
- 法人においては、監査報告の末尾に当該提出による担当部署、担当者名及び連絡先を記載すること。
- 一定の期間内の販売用途又は使用製品の累積数量又は販売予定期間内に於ける販賣製品の累積又は履歴する予定期間及び販賣専用箇所に製造又は履歴する予定期間を記載すること。
- △の欄はその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙」とお